

# 避難情報の判断・伝達マニュアル



©2010 AIZUMISATO

令和3年5月  
会津美里町

# 目次

1	はじめに	1
1.1	本マニュアルの目的	1
1.2	本マニュアルの対象	1
1.3	避難行動（安全確保行動）の考え方	1
1.4	避難情報発令の判断についての考え方	2
1.5	避難情報発令の実施者について	2
1.6	避難情報発令の判断基準の基本的な考え方	2
1.7	助言を求めることができる機関	2
2	水害編	4
2.1	避難情報の対象となる水害	4
2.2	避難情報発令及び解除の判断	4
2.2.1	収集する情報	4
2.2.2	判断基準	5
2.2.3	発令対象地区	8
2.2.4	避難情報の解除の考え方	9
3	土砂災害編	9
3.1	避難情報の対象となる土砂災害	10
3.2	避難情報発令及び解除の判断	10
3.2.1	収集する情報	10
3.2.2	判断基準	12
3.2.3	発令対象地区	13
3.2.4	避難情報の解除の考え方	14
4	避難情報の情報伝達	14
4.1	避難情報の伝達手段	14
4.2	避難行動要支援者等への伝達	14
4.3	要配慮者利用施設への伝達	14
4.4	県や関係機関への伝達	15
4.5	避難情報の伝達内容	15
4.5.1	水害	15
4.5.2	土砂災害	17
5	判断基準一覧	19
資料1	避難情報判断フロー図（土砂災害）	20
資料2	土砂災害の前兆現象について	22

# 1 はじめに

## 1.1 本マニュアルの目的

災害発生時に地域住民の被災を最小限にするため、市町村は正確な情報を基に状況を判断し、住民に対して迅速・的確な避難情報の発令・伝達を行う必要がある。そのため、本町においては、国のガイドライン等を参考に、災害時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して避難情報を発令すべきかの具体的な判断基準となる『会津美里町避難情報の判断・伝達マニュアル』を取りまとめた。災害時には、本マニュアルを基に、今後の気象予測や現地状況、過去のデータ等を含めて災害対策本部で総合的に判断し、避難情報の発令を行う。

なお、本マニュアルは現時点での知見に基づき、避難情報の判断・伝達に関し取りまとめたものであることから、今後の水害・土砂災害に関する情報体制の整備状況や実際の避難行動からの反省に基づき、必要な時期に適時見直しを行うものとする。

## 1.2 本マニュアルの対象

本マニュアルは、自然災害のうち水害、土砂災害に伴う避難を対象とする。

竜巻、雷、急な大雨は、積乱雲の急な発達により発生するため、適時的確な避難情報の発令が困難であることから、それらへの対処方法についてはその都度判断する。

## 1.3 避難行動（安全確保行動）の考え方

避難行動（安全確保行動）についての考え方は以下のとおりとする。

- (1) 「避難行動」は、災害から「命を守るための行動」である。
- (2) 指定された緊急避難場所への移動だけでなく、親戚や友人の家、公園などの安全な場所や強度の強い建物等へ移動することや、自宅の2階など建物内の安全な場所で待避することも避難行動とする。ただし、土砂災害は命を脅かすことが多いことから、危険な区域の居住者は立ち退き避難することを原則とする。なお、緊急避難場所への移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合は、自宅の近隣にあるコンクリート造の建物等における上層階、山から離れた小高い場所等へ避難すること。

## 1.4 避難情報発令の判断についての考え方

避難情報については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とする。

## 1.5 避難情報発令の実施者について

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する必要があると認めるときは、町長（災害対策本部長）は、「5 判断基準一覧」に示す基準に達した発令対象地域の居住者等に対し、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。

なお、【警戒レベル5】緊急安全確保については、河川氾濫・越水や堤防の決壊、土砂災害など災害の発生が確認された場合に可能な限り発令する。

## 1.6 避難情報発令の判断基準の基本的な考え方

避難情報は、緊急性が高い場合は避難所開設の有無にかかわらず発令する。また、避難情報の種類、発令時の状況及び立ち退き避難が必要な住民に求める行動は、次のとおりとする。下記の避難情報を発令した際は、直ちにその旨を会津美里消防署に通報するものとする。

避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○（災害時）要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者とそれを支援する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	○避難に時間のかかる方とその支援者は避難を開始する。 ○その他の人は立ち退き避難の準備を整え、今後の気象情報に注意し、自主避難を開始することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	○災害が発生するおそれが高い状況	○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○すでに災害が発生している状況 ○災害発生時に発令する情報だが、状況により必ず発令されるものではない。	○命を守るための最善の行動をとる。 ○ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

## 1.7 助言を求めることができる機関

市町村長が避難情報の発令を判断する場合には、災害対策基本法第61条の2の規定により、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に助言を求めることができるとされていることから、リアルタイムのデータを保有しているこれらの機関に助言を求めることができる。

機関名【連絡先】	助言を求める事項
福島地方気象台 【024-534-0321】	<input type="checkbox"/> 気象、地震等に関する事
国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所【0242-26-6441】	<input type="checkbox"/> 阿賀川の洪水等に関する事
福島県危機管理部 災害対策課 【024-521-7194】	<input type="checkbox"/> 災害全般に関する事
福島県会津若松建設事務所 企画管理部 管理課【0242-29-5444】 事業部 河川砂防課【0242-29-5436】	<input type="checkbox"/> 県所管の河川の洪水等に関する事 <input type="checkbox"/> 土砂災害に関する事
福島県会津農林事務所 農村整備部 【0242-29-5333】	<input type="checkbox"/> 新宮川ダム、宮川ダム、栃沢ダム、二岐ダムに関する事

## 2 水害編

### 2.1 避難情報の対象となる水害

本マニュアルで避難情報の対象とする水害は、立ち退き避難が必要となる洪水予報河川、水位周知河川による氾濫を基本とする。

なお、内水氾濫による水害時の避難情報の発令については基準を設けず、降雨量の現地の状況、今後の気象予測等に基づき、適宜判断するものとする。

### 2.2 避難情報発令及び解除の判断

#### 2.2.1 収集する情報

収集する情報	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	○大雨により災害が起こるおそれがある場合に発表される。	○防災情報提供システム (福島地方気象台) <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/new_bosai/fuken/index.html">https://bosai.jmainfo.go.jp/new_bosai/fuken/index.html</a> ○気象庁ホームページ <a href="http://www.jma-net.go.jp/fukushima/">http://www.jma-net.go.jp/fukushima/</a> ○福島県河川流域総合情報システム( <a href="http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/">http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/</a> ) OXRAIN 雨量情報 ( <a href="http://www.river.go.jp/xbandradar/">http://www.river.go.jp/xbandradar/</a> )
大雨警報(浸水害)	○大雨により、重大な浸水害が起こるおそれがある場合に発表される。	
大雨特別警報(浸水害)	○大雨警報の基準をはるかに超える大雨により、重大な浸水害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 ○避難情報の判断に際し、この大雨特別警報の発表を待つべきではない。	
洪水注意報	○河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
洪水警報	○河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 ○指定河川については、この警報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。	
指定河川洪水予報	○国や県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	
記録的短時間大雨情報	○大雨警報(浸水害)等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

収集する情報	説明	主な提供システム・サイト
テレメータ水位	<p>○国土交通省河川事務所等が観測した水位。</p> <p>①氾濫注意水位：水防団が河川の巡視等のため出動する水位。</p> <p>②避難判断水位：洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。</p> <p>③氾危険水位：洪水により、氾濫の起こるおそれのある水位。</p>	○市町村向け「川の防災情報」（国土交通省）
水位予測	○国土交通省が、洪水予報河川について、3時間先までの各1時間の水位を予測するもの。	○市町村向け「川の防災情報」（国土交通省）
流域雨量指数	○これまでに降った雨と今後の雨の予想から洪水災害発生の危険性を表す指標。	○防災情報提供システム（福島地方気象台）
アメダス	<p>○気象庁がアメダスによって観測した雨量。</p> <p>○参考情報として取り扱う。</p>	<p>○防災情報提供システム（福島地方気象台）</p> <p>○気象庁ホームページ</p>
テレメータ雨量	<p>○国土交通省河川事務所等が観測した雨量。</p> <p>○参考情報として取り扱う。</p>	○市町村向け「川の防災情報」（国土交通省）
レーダー・降水ナウキャスト	<p>○現時刻までの5分ごとの降雨強度分布、及び60分後まで5分ごとの予測降雨強度分布を表示したもの。</p> <p>○参考情報として取り扱う。</p>	○防災情報提供システム（福島地方気象台）
解析雨量・降水短時間予報	<p>○現時刻までの30分ごとの雨量の分布、及び6時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。</p> <p>○参考情報として取り扱う。</p>	○気象庁ホームページ

## 2.2.2 判断基準

【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測、河川巡視からの報告、過去のデータ等を含めて総合的に判断する。

運用にあたって留意する事項は次の通りとする。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象庁、河川管理者等と相互に情報交換すること。
- ・関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な

状況把握に努めること。

- 自然現象のため、不測の事態が想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難させることが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難させることも考慮する。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

#### a) 【警戒レベル3】 高齢者等避難

##### i) 判断基準

- 別表の観測所において、避難判断水位を超過し、かつ、氾濫警戒情報等の水位予測において、今後更に水位の上昇が見込まれる場合
- 堤防において漏水や侵食等が発見された場合

##### ii) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の判断基準

- 基本的に夜間であっても、躊躇することなく発令する。
- 判断する時点（夕刻）での河川の水位、今後の気象予測等から、夜間・早朝に別表の観測所において避難判断水位を超過することが見込まれる場合
- 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が見込まれる場合

#### b) 【警戒レベル4】 避難指示

##### i) 判断基準

- 別表の観測所において、避難判断水位を超過した場合、かつ、氾濫警戒情報等の水位予測により、水位が氾濫危険水位を超過することが見込まれる場合、又は、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合
- 別表の観測所において、氾濫危険水位を超過した場合のうち、今後の気象情報等から避難指示を発令するまでには至らない場合
- 流域雨量指数が警報基準の値に達した場合
- 異常な漏水等が発見された場合

##### ii) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の判断基準

- 基本的に夜間であっても、躊躇することなく発令する。
- 判断する時点（夕刻）での河川の水位、今後の気象予測等から、夜間・早朝に氾濫危険水位を超過することが見込まれる場合、若しくは氾濫が発生すると見込まれる場合

c) 【警戒レベル5】 緊急安全確保

- 既に災害が発生している状況で可能な限り発令する。
- 災害発生を確実に把握できるものではないため、災害発生時に必ず発令されるものではない。

(別表)

河川名	観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
阿賀川	馬越水位 観測所	3.40m	3.90m	5.00m	6.60m	8.60m
宮川	高田水位 観測所	1.40m	1.60m	—	1.75m	2.72m
宮川	新屋敷新田 水位観測所	1.20m	2.30m	—	—	—
宮川	開津水位 観測所	1.80m	2.30m	3.31m	3.51m	3.51m
佐賀瀬川	二岐水位 観測所	—	0.83m	—	—	—
氷玉川	栃沢水位 観測所	—	0.37m	—	—	—

※河川管理者

- 阿賀川 . . . . . 国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所
- 宮川 . . . . . 福島県 会津若松建設事務所
- 佐賀瀬川 . . . . . 福島県 会津若松建設事務所
- 氷玉川 . . . . . 福島県 会津若松建設事務所

※観測所管理者

- 馬越水位観測所 . . . 国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所
- 高田水位観測所 . . . 福島県 会津若松建設事務所
- 開津水位観測所 . . . 福島県 会津若松建設事務所
- 新屋敷新田水位観測所・福島県 会津農林事務所（会津宮川土地改良区）
- 二岐水位観測所 . . . 福島県 会津農林事務所（会津宮川土地改良区）
- 栃沢水位観測所 . . . 福島県 会津農林事務所（会津宮川土地改良区）

※氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位が設定されていない河川については、他の河川の状況や、現地の状況等を参考にしながら判断する。

## 2.2.3 発令対象地区

河川氾濫の危険による避難情報の発令対象地区については、以下の表を参考とする。

### ○阿賀川

浸水の深さ（想定）	対象地区	災害の様相	備考
5.0m～10.0m未満	大石地区	2階建ての建物が全部水没	ハーモニーハウス
3.0m～5.0m未満	大石地区	2階まで水没	
0.5m～3.0m未満	本郷2区、本郷4区、本郷16-2区、本郷20区、本郷22-1区、本郷23区、本郷24区、本郷25区、本郷26区、本郷27区、本郷30区、本郷31区、大石	1階部分が水没	
0.5m未満	本郷1区、本郷2区、本郷3区、本郷4区、本郷5区、本郷6区、本郷15区、本郷16-1区、本郷18-1区、本郷18-2区、本郷18-3区、本郷19-1区、本郷19-2区、本郷20区、本郷21区、本郷22-1区、本郷22-2区、本郷23区、本郷24区、本郷25区、本郷26区、本郷27区、本郷28区、本郷29区、本郷30区、本郷31区、大石	床上浸水 床下浸水	本郷こども園、ハーモニーほんごう、会津本郷デイサービスセンター、ティンカーベルの森

（会津美里町ハザードマップより）

### ○宮川

浸水の深さ（想定）	対象地区	災害の様相	備考
5.0m～10.0m未満		2階建ての建物が全部水没	
3.0m～5.0m未満		2階まで水没	
0.5m～3.0m未満	高田1区、高田2区、高田4区、高田7区1、高田7区2、高田7区3、高田8区2、高田12区2、高田13区3、高田14区、佐布川、宮里、上中川、境野、桧ノ目新田、沖中田、新屋敷新田、沢田、和泉新田	1階部分が水没	ピーターパン
0.5m未満	高田1区、高田2区、高田4区、高田6区、高田7区1、高田7区2、高田7区3、高田8区2、高田9区、高田10区、高田11区、高田12区2、高田13区2、高田13区3、高田14区、佐布川、宮里、新堀、上中川、竹原、下中川、入豆田、永井野1～6区、境野、桧ノ目新田、根岸、沖中田、阿久津、新屋敷新田、沢田、和泉新田	床上浸水 床下浸水	宮川壮、ゆいの家、千桜会在宅総合ケアセンター、アルクCLASS、楽楽みさと、グループホームあけぼの、リハビリセンター藤川

（会津美里町ハザードマップより）

#### 2.2.4 避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、水位が氾濫危険水位を下回るとともに、その低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除するものとする。

### 3 土砂災害編

#### 3.1 避難情報の対象となる土砂災害

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし、土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。

そのため、町では、降雨指標に基づく土砂災害発生予測のみではなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生を把握し、同事実及び避難情報を速やかに周知・伝達する必要がある。

本マニュアルで避難情報の対象となる土砂災害は、土砂災害警戒区域を基本とし、以下のとおりとする。

##### a) 急傾斜地の崩壊（崖崩れ）

降雨時に地中にしみこんだ水分により、不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象

被害想定区域

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

##### b) 土石流の発生

山腹、谷底にある土砂が、長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される現象

被害想定区域

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

※ 地すべりについては、危険性が確認された場合、国や県等が個別箇所ごとの移動量の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される「土砂災害緊急情報」を踏まえ、町として避難情報の発令を判断する。

土砂災害の避難について住民が留意すべき事項は次のとおりとする。

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域内の通過は避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

## 3.2 避難情報発令及び解除の判断

### 3.2.1 収集する情報

収集する情報	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	○大雨により災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
大雨警報（土砂災害）	○大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表される。	○防災情報提供システム（福島地方気象台） （ <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/new_bosai/fuken/index.html">https://bosai.jmainfo.go.jp/new_bosai/fuken/index.html</a> ）
大雨特別警報（土砂災害）	○大雨警報の基準をはるかに超える大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 ○避難情報の対象区域の再検討の資料とする。	○気象庁ホームページ（ <a href="http://www.jma-net.go.jp/fukushima/">http://www.jma-net.go.jp/fukushima/</a> ） ○福島県河川流域総合情報システム（ <a href="http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/">http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/</a> ）
記録的短時間大雨情報	○大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	○XRRAIN 雨量情報（ <a href="http://www.river.go.jp/xbandradar/">http://www.river.go.jp/xbandradar/</a> ） ○福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所（ <a href="http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html">http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html</a> ）
土砂災害警戒情報	○大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が高まったときに発表される。 ○気象庁と県が共同で発表する。	○福島県土砂災害危険箇所図（ <a href="http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html">http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html</a> ）
土砂災害警戒判定メッシュ情報	○2時間先までの土砂災害の危険度を1kmメッシュで表示したものの。	
アメダス	○気象庁がアメダスによって観測した雨量。 ○参考情報として取り扱う。	○防災情報提供システム（福島地方気象台） ○気象庁ホームページ
テレメータ雨量	○国土交通省河川事務所等が観測した雨量。 ○参考情報として取り扱う。	○市町村向け「川の防災情報」（国土交通省）
レーダー・降水ナウキャスト	○現時刻までの5分ごとの降雨強度分布、及び60分後まで5分ごとの予測降雨強度分布を表示したものの。 ○参考情報として取り扱う。	○防災情報提供システム（福島地方気象台） ○気象庁ホームページ

### 3.2.2 判断基準

避難情報の発令については、以下の基準を参考に、現地の状況や今後の気象予測、過去のデータ等を含めて総合的に判断する。

#### a) 【警戒レベル3】 高齢者等避難

##### i) 判断基準

- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合【「赤色メッシュ」内の土砂災害警戒区域等】
- 数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合【通行規制に達する予想の地区】

##### ii) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の判断基準

- 判断する時点（夕刻）で、大雨注意報が発表されており、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合【すべての土砂災害警戒区域等】
- 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合【すべての土砂災害警戒区域等】

#### b) 【警戒レベル4】 避難指示

- 土砂災害警戒情報が発表された場合【「濃い紫メッシュ」及び「薄紫メッシュ」内の土砂災害警戒区域等】
- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準に到達する場合【「薄紫メッシュ」内の土砂災害警戒区域等】
- 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合【「赤色メッシュ」内の土砂災害警戒区域等】
- 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合【前兆現象確認地区】

#### c) 【警戒レベル5】 緊急安全確保

- 既に災害が発生している状況で可能な限り発令する。
- 災害発生を確実に把握できるものではないため、災害発生時に必ず発令されるものではない。

避難情報の判断基準は上記のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意こと。

- ・土砂災害は、洪水等の他の水災害と比較すると突発性が高く、正確な事前予測が困難であり、発生してから逃げることは困難で木造家屋を流出・旋回させる

ほどの破壊力を有しているため、人的被害に結びつきやすい。一方で、潜在的に危険な区域は事前に調査することでかなりの程度で把握することができ、危険な区域から少しでも離れれば人的被害を軽減できる。土砂災害はこのような特徴を有しているため、危険な区域の居住者は立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要である。

- 夜間や暴風・豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、躊躇することなく避難情報を発令することを基本とする。
- 避難情報の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方気象台、福島県土木部等との間で、相互に情報交換すること。
- 関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものを含めて、総合的に判断を行うものとする。
- 災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状况等により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあること。
- 急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形、地質条件等の要因、気象や土砂災害などに収集できる情報、避難情報の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難情報の発令を行うものとする。

### 3.2.3 発令対象地区

福島県指定の土石流危険溪流が68箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は36箇所、地すべり危険箇所4箇所、さらには土砂災害警戒区域が108箇所、土砂災害特別警戒区域76箇所がある。（平成29年3月28日現在）

上記土砂災害警戒区域等を避難情報の発令単位として定め、気象庁が公表している土砂災害警戒判定メッシュ情報メッシュ区分（1km四方）において3.2.2項の避難判断基準に達した区域に避難情報を発令する。

また、町職員や消防職員又は消防団員による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を基に、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても、避難情報の対象となる避難すべき区域を検討し、発令対象区域とする。

対象となる地区		警戒区域	備考
高田地域	松沢、長岡、寺入、市野、赤留、八木沢、雀林、尾岐窪、西本、西尾、大室、東尾岐	土砂災害警戒区域	グリーンケアハイツ リアンヴェール美里
	松沢、市野、赤留、八木沢、雀林、尾岐窪、西本、西尾、大室、東尾岐	土砂災害特別警戒区域	

本郷地域	本郷2区、本郷3区、本郷10区、 本郷17区、福永、関山、栃沢、相 川、柳西、大石、堀滝、入宗	土砂災害警戒区域	
	本郷2区、本郷3区、本郷10区、 本郷17区、福永、関山、栃沢、相 川、柳西、大石、堀滝、入宗	土砂災害特別警戒区域	
新鶴地域	入田沢、沼山、松坂、上平	土砂災害警戒区域	
	沼山、松坂、上平	土砂災害特別警戒区域	

### 3.2.4 避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、本町に発表された土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として解除するものとする。

ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

## 4 避難情報の情報伝達

### 4.1 避難情報の伝達手段

避難情報を住民、観光客等に伝達する主な手段は、以下のとおりとする。

- ・防災情報システム放送、緊急速報メール等による配信
  - ・テレビ放送、ラジオ放送、町HP等による広報（Lアラートによるものも含む）
  - ・広報車、消防署、消防団、警察署による広報
  - ・行政区長、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声掛け
- また、伝達する際は、以下のことに注意する必要がある。
- ・避難情報は、住民が短時間に認識できる情報量とすること。
  - ・車両による広報は、なるべくゆっくりと巡回すること。
  - ・地域に応じた避難情報（具体的な直近避難場所等）を具体的に提供すること。
  - ・夜間の発令や既に道路冠水により避難が困難な状況にあるなど、現況に留意すること。

### 4.2 避難行動要支援者等への伝達

避難行動要支援者等に対しては、【警戒レベル3】高齢者等避難を活用し、早い段階での避難開始を促すようにする。

避難情報を発令した場合は、対象の自治区長や自主防災組織の代表、民生児童委員に連絡し、地区内の避難行動要支援者に避難の呼びかけを依頼する。

また、誰もがわかり易い言葉や表現をもって伝達するとともに、渉外の状況に応じて、必要とする情報伝達の方法等が異なることにも留意する。

### 4.3 要配慮者利用施設への伝達

水防法及び土砂災害防止法では、市町村地域防災計画に記載された浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、当該施設の所有者又は管理

者への洪水予報や土砂災害に関する情報の伝達方法を定めることとされている。

また、国や県から洪水予報や土砂災害に関する情報が発表された場合は、あらかじめ定められた伝達方法でそれらを伝達することとされている。

このことから、国や県または、気象台から指定河川洪水予報及び土砂災害警戒情報が発表された場合等は、当該施設に対し、必要な措置を講じるものとする。

#### 4.4 県や関係機関への伝達

災害対策基本法の規定により、市町村長が避難情報を発令したときは、その旨を都道府県知事に報告する必要がある。

本県においては、福島県防災事務連絡システムにより、伝達する方法が確立されているため、避難情報を発令したときは、本システムに発令日時や発令対象地区、発令対象人数等を入力する。

また、このほか国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所や福島地方気象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達することが望ましい。

#### 4.5 避難情報の伝達内容

緊急速報メールは、一度に送信できる字数（件名 15 字、本文 200 字、改行は 2 字カウント）に制限があり、大量の情報を伝達することは難しいことから、伝達文は簡潔にする必要があるため、以下に緊急速報メールを使用した場合の避難情報の伝達文の一例を示す。

なお、一度の緊急速報メール配信では本文に情報が収まりきらない場合は、一通目で避難情報の発令状況配信、二通目で避難所開設状況配信のように複数回配信することも可能である。その場合、配信が続くことが分かるように記載すること。（詳細は「緊急速報メール配信の手引き」による。

※「緊急速報メール配信の手引き」には配信可能・禁止項目等が定められているため、緊急速報メール配信の際には手引きを確認し、十分注意して配信すること。

##### 4.5.1 水害

###### a) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

件名：高齢者等避難

本文：【警戒レベル3】高齢者等避難

こちらは会津美里町です

□□

内容：○月○日○時○分、高齢者等避難発令

□□

対象地区：○○川流域 ○○地区

□□

理由：○○川の水位が避難判断水位に到達したため

□□

行動要請：

対象地区の浸水想定区域にいる高齢者や避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難所や安全な親戚・知人宅に速やかに避難してください。それ以外の方も不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

□□

避難所：○○体育館、○○生涯学習センター、○○生涯学習センター○○分館

□□

今後の気象情報に注意し、食料品や常備薬等を持参してください

#### b)【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

件名：避難指示

本文：【警戒レベル4】避難指示

こちらは会津美里町です

□□

内容：○月○日○時○分、避難指示発令

□□

対象地域：○○川流域 ○○地区

□□

理由：○○川流域で氾濫の恐れがあるため。

□□

避難行動：

対象地区の浸水想定区域にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅に今すぐ避難してください。

ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

□□

避難所：○○支所、○○体育館、○○生涯学習センター、○○生涯学習センター○○分館

□□

#### c)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

件名：緊急安全確保

本文：【警戒レベル5】緊急安全確保

こちらは会津美里町です

□□

内容：〇月〇日〇時〇分、緊急安全確保

□□

地域：〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区

□□

理由：大雨により〇〇川氾濫

□□

避難行動：

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

#### 4.5.2 土砂災害

a) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

件名：高齢者等避難

本文：【警戒レベル3】高齢者等避難

こちらは会津美里町です

□□

内容：〇月〇日〇時〇分、高齢者等避難発令

□□

対象地区：〇〇地区

□□

理由：土砂災害の危険性が高まったため

□□

避難行動：

対象地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

それ以外の方も不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください

□□

避難所：〇〇庁舎、〇〇生涯学習センター、〇〇生涯学習センター〇〇分館

□□

避難の際は食料品や常備薬等を持参してください

**b)【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例**

件名：避難指示

本文：【警戒レベル4】避難指示

こちらは会津美里町です

□□

内容：○月○日○時○分、避難指示発令

□□

対象地域：○○地区、○○地区

□□

理由：土砂災害の危険性が高まったため

□□

避難行動：

対象地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅に今すぐ避難してください。

ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

□□

避難所：○○体育館、○○生涯学習センター、○○生涯学習センター○○分館

□□

**c)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例**

件名：緊急安全確保

本文：【警戒レベル5】緊急安全確保

こちらは会津美里町です

□□

内容：○月○日○時○分、緊急安全確保

□□

地域：○○地区

□□

理由：土砂災害発生（土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い）

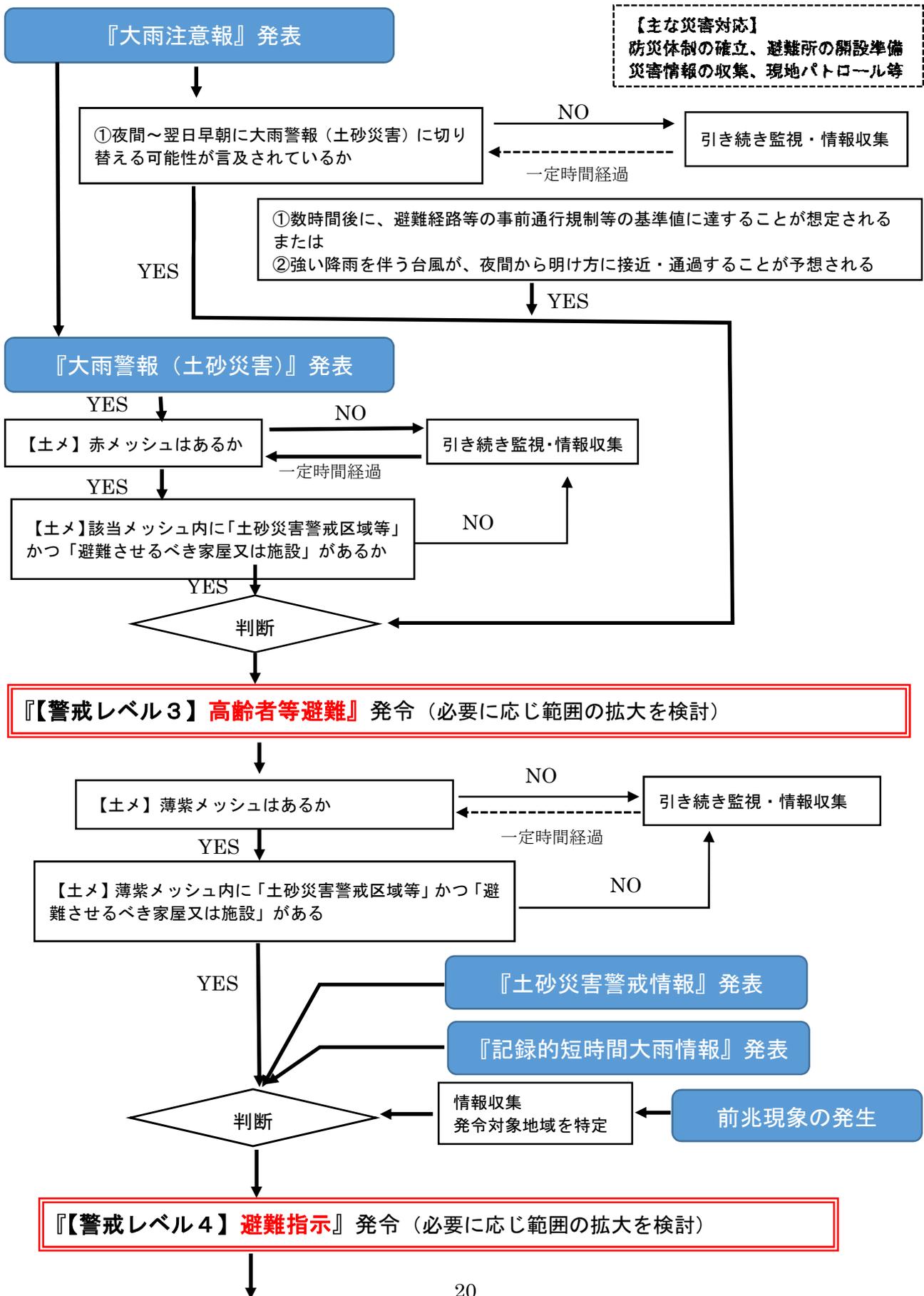
□□

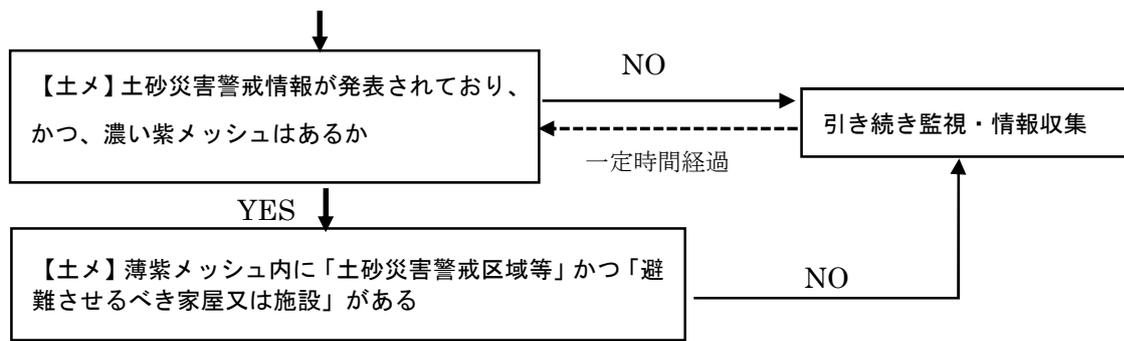
避難行動：

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

## 5 判断基準一覧

発令レベル	水害		土砂災害	
	判断基準	発令対象地区	判断基準	発令対象地区
【警戒レベル 3】高齢者等 避難	①観測所において避難判断水位を超過した場合、かつ、氾濫警戒情報等の水位予測において、今後更に水位の上昇が見込まれる場合	河川ごとに設定	①大雨警報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で、大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合	赤色メッシュ内の土砂災害警戒区域等
	②堤防において漏水や侵食等が発見された場合		②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	通行規制に達する予想の地区
	避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（基本的に夜間であっても、躊躇することなく発令する）		避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合	
	①判断する時点（夕刻）での河川の水位、今後の気象予測等から、夜間・早朝に観測所において避難判断水位を超過することが見込まれる場合	河川ごとに設定	①判断する時点（夕刻）で、大雨注意報が発表されており、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	すべての土砂災害警戒区域等
	②降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が見込まれる場合		②強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
【警戒レベル 4】避難指示	（基本的に夜間であっても、躊躇することなく発令する） ①観測所において避難判断水位を超過した場合、かつ、氾濫警戒情報等の水位予測により、水位が氾濫危険水位を超過することが見込まれる場合、又は急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合	河川ごとに設定	①土砂災害警戒情報が発表された場合	「濃い紫メッシュ」及び「薄紫メッシュ」内の土砂災害警戒区域等
	②観測所において氾濫危険水位を超過した場合のうち、今後の気象情報等から避難指示を発令するまでに至らない場合		②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準に到達する場合	「薄紫メッシュ」内の土砂災害警戒区域等
	③流域雨量指数が警報基準の値に達した場合		③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	「赤色メッシュ」内の土砂災害警戒区域等
	④異常な漏水等が発見された場合		④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	前兆現象確認地区
	避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（基本的に夜間であっても、躊躇することなく発令する）			
	①判断する時点（夕刻）での河川の水位、今後の気象予測等から、夜間・早朝に氾濫危険水位を超過することが見込まれる場合、もしくは、氾濫が発生すると見込まれる場合	河川ごとに設定		





『土砂災害警戒情報』が発表されており、更に『記録的短時間大雨情報』発表

記録的短時間大雨情報の発表文で地域を確認  
 例 ○○町北部付近で約100ミリ  
 【土メ】上記周辺の濃い紫メッシュを確認

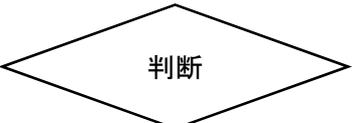
土砂災害の発生

山鳴り、流木の流出の発生

情報収集  
 発令対象地域を特定



土砂災害の発生



『警戒レベル5 緊急安全確保』発令（災害が発生した場合に可能な限り発令する）

## 資料2 土砂災害の前兆現象について

土砂災害の種類	状況	種類	現象の内容	説明	
土石流	直前	土石流の発生	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や渓流は、地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する渓流でも土石流の発生する可能性は高い。	
		土臭い匂い	異常な匂い（土臭い、物の焼ける匂い、酸っぱい匂い、木の匂い等）がする	渓流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨しき同士がぶつかり合うときの匂いや崩壊土砂による土の匂い、崩壊に伴って発生した流木の匂いなどが考えられる。	
		渓流の急激な濁り	渓流の流水が急激に濁り出し、流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂や倒木が渓流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。	
		渓流水位激減	渓流の水位が降雨量の減少に関わらず低下しない	渓流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる減少。土石流発生を引き金となる。	
		地鳴り	異様な山鳴りや地鳴りがする	渓流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として異変（移動）して、山鳴り・地鳴りが生じる現象。崩壊が起こり、土石流発生につながる可能性が高い。	
	1～2時間前	渓流内で転石の音	渓流付近の斜面が崩れ出し、落石などが発生している音がする	渓流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生を引き金になる。	
			立木の裂ける音や巨しきの流れる音がする	渓流の上流部で土石流が発生したために、巨しきがぶつかる音や立ち木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。	
		流木発生	渓流の流水に流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生したために倒木が渓流に流入し、流下してきたときに認められる現象。	
	2～3時間前	流水の異常な濁り	渓流の流水が異常に濁っている	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂が渓流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象。	
	がけ崩れ	直前	湧水の停止	湧き水の急激な減少・枯渇が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
湧水の噴き出し			水の噴き出しが認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
亀裂の発生			斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って異変（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。	
斜面のはらみだし			斜面にはらみが見られる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。	
小石がぼろぼろ落下			小石が斜面からぼろぼろと落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。	
1～2時間前		地鳴り	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面全体が岩塊として異変（移動）するとともに、異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。	
		小石がばらばら落下	小石が斜面からばらばらと落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。	
		新たな湧水の発生	新たな湧水がある	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
2～3時間前		湧水の濁り	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
		湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
	表面流の発生	表面に流水がある	内部に水を呑むことが出来ないため表面流が発生する。		
地すべり	直前	地鳴り・山鳴り	地鳴り・山鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴り・山鳴りが発生する現象。	
		家鳴り	家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。	
	1～2時間前	地面の振動	地面の振動	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する減少	
		池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変	
		亀裂・段差の発生・拡大	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。	
		落石・小崩壊の発生	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。	
		斜面のはらみだし	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。	
		構造物のはらみだし・クラック	擁壁のクラックや押し出し	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象
			舗装道路やトンネルのクラック	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象
			電線のゆるみや引っ張り	電線のゆるみや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線のゆるみや引っ張りが認められる現象。
			建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
		橋等に異常を生じる	橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋りょうに差異を生じる現象。	
	根の切れる音	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。		
	樹木の傾き	樹木の傾き、木の枝先の擦れ合う音（風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が傾いたり、すり減ったりする現象。		
	2～3時間前	井戸水の濁り	地下水の濁り、湧水の濁りの発生	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
湧水の枯渇		湧水の枯渇	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。		
湧水量の増加		新しい湧水の発生、増加	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。		